町の文書資料（積立金）

江戸の町の文書資料が少ない現在、麹町十二丁目（現在の四谷一丁目）の資料は貴重なものといえます。今回はこの中から「積金帳」を紹介してみましょう。

「積金帳」は文字どおり金銭を積み立てた記録です。慶応元年（1865）正月から書き始められているこの資料は、明治 17 年（1884）12 月まで毎月金額が書き続けられ、裏表紙に「大月番持」と書かれているように、麹町十二丁目の中で、月ごとに当番を決めて記録していたようです。慶応元年 12 月の箇所をみると（ 写真参照 ）、はじめの金額の下に「一分積金」と記されています。そして小計等が書かれ、左側には支出金額と内容などが記されています。その中には道普請の土砂利人足賃金が含まれています。では町では何の目的でこのような積み立てを行ったのでしょうか。

積金帳 表紙

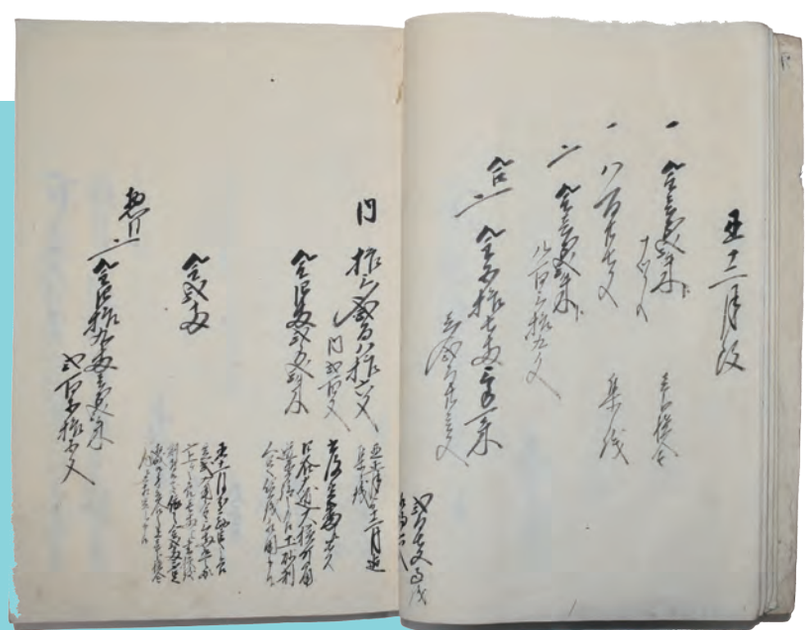

丑十二月改

一 金壱分弐朱ト 壱分積金
十弐文
一 八百廿七文 集銭
〆 金壱分弐朱ト
八百三拾九文
合〆 金五拾七両三分一朱
壱貫弐百廿壱文

内 拾三貫弐百八拾六文 弐百七文過銭
相場六八

金四両弐分弐朱 内弐百文 丑正月ゟ十二月迄
集リ銭
出役定番江遣ス
四谷大道大横町角
道普請之節土砂利
人足賃銭相用申候

金弐両 丑十二月分勘定之節
定式入用金三両有之処
〆上ケ之節壱両与書損致
割付候処依之金弐両不足
相成候二付立合之上壱分積金
之内二而相足し申候

惣引
〆金四拾九両壱分弐朱
弐百五拾五文

慶応元年 12 月

江戸のくらしと新宿 町の文書資料（1） 新宿歴史博物館 常設展示解説シート⑰

「積金帳」に書かれている「一分積金」とは、寛政改革で実施された「七歩積金の法」にある「一歩積金」と思われます。寛政改革は老中松平定信が行った改革です。この改革の中で江戸町人に対して行われたのが「七歩積金の法」です。この「七歩積金の法」が行われた背景には、松平定信が老中に就任する直前におこった天明 7 年 (1787) 5 月の江戸打ちこわしの影響がありました。

当時、江戸では江戸時代最大の飢饉として知られる天明の飢饉の影響から米の価格が高騰し、餓死者、自殺者が数多く出現しました。しかし、幕府は有効な政策を行えなかったため、その不満が一気に爆発したのです。これが「天明の江戸打ちこわし」と呼ばれています。この打ちこわしは天明 7 年 5 月 20 日夜、赤坂の米屋 23 軒が打ちこわされたのを皮切りに、翌日から江戸全市中に広がりました。打ちこわしは 25 日まで続き、約 1000 軒の米屋や富商が打ちこわしにあいました。この騒動の主体となったのは米価高騰の影響を最もうけた江戸の下層住民だったため、幕府は彼らに対する対策を余儀なくされたのです。

ここで登場した松平定信は、江戸の下層住民対策として「町会所」を設立しました。この「町会所」は、病気などによる困窮者への米や金銭の支給、飢饉、火災 などの非常時の施米、施金という窮民救助を行い、打ちこわしなどの騒動を未然に防止する役割を果たしました。この「町会所」の運用資金として「七歩積金の法」が出されたのです。

「七歩積金の法」は、江戸の町人が負担していた「町入用」を節減させ、その節減額の中から町会所の運用資金を出させるものでした。ここで出てくる「町入用」とは、上水、下水の普請費用、町で雇っている鳶や書役などの給料、火消し道具修理費用、諸寺社への初穂、祭礼費用等々、町の公的な出費です。「町入用」は町の機能の拡大とともにしだいに金額が増加し、これを負担する町人 (地主) の負担も大きくなっていったため、幕府ではその削減を命じるようになりました。「七歩積金の法」が出された時には、「町入用」節減額の 7 割を「町会所」の経費として積み立て、2 割は町入用を負担している地主に返し、残る 1 割を「町入用」の緊急出費用に積み立てさせました。この緊急出費用に積み立てた 1 割が「一歩積金」です。麹町十二丁目の「積金帳」に記載されていた「一分積金」が、道普請、諸番人への粥代、火事場の弁当代に使われていることを考えると、「一分積金」と「一歩積金」は同様のものでしょう。

「一分積金」は幕府の命により、増大する町入用を補足し、緊急の出費にあてるために設けられ、「積金帳」に書き記されたものでした。しかし、「積金帳」は明治 17 年 (1884) まで書き続けられています。その中には、神社の祭礼費用、火の番が使う炭や油の費用、さらには明治 3 年 (1870)、市ヶ谷の尾張徳川家上屋敷に官軍が駐屯した時の賄い費用もここから支出されています。つまり、幕府がなくなった後もこの制度が生きているわけです。幕府の命で始められたこの制度が、町の人々にとっても役立つものであったことが推測されます。